

# 公立大学法人大分県立看護科学大学の非常勤役員等の費用弁償規程

平成18年4月1日

規程第 13 号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学の非常勤役員等の費用弁償について規定するものとする。

(定義)

第2条 この規程で、「非常勤役員等」とは、非常勤の役員、経営審議会及び教育研究審議会の学外委員をいう。

(費用弁償)

第3条 非常勤役員等が職務を行うために要する費用は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料及び旅行雑費について弁償するものとし、その額は、公立大学法人大分県立看護科学大学職員の旅費に関する規程の定めるところによるものとする。

2 前項に規定する費用の弁償方法は、職員の旅費の例による。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。